

## 中央教育審議会法科大学院等特別委員会「社会人学生への支援」

2022年7月27日

筑波大学法科大学院報告メモ

## 第0 筑波大学法科大学院の紹介

## (1) 正式名称（現在）と所在地

名称：筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

所在地：東京都文京区大塚（前東京教育大学、前東京師範学校跡地）

## (2) 沿革

1989年 社会人のための夜間開講型大学院「経営・政策科学研究科」設置

1990年 経営・政策科学研究科内に企業法学専攻（博士前期課程）設置

2005年 社会人を対象とした平日夜間及び土曜日に開講する法科大学院設置

\*夜間の社会人大学院という特性から法曹コースとの連携協定は締結していない。

## (3) 専任教員数 12名（研究者教員7名、実務家教員5名）

## (4) 入学定員数：36名（未修者コース26名程度、既修者コース10名程度）

## (5) 入学者の状況（令和4年度（令和3年度）入学者）

## ア 入学者平均年齢（入学時）

令和4年度入学者（35名）	令和3年度入学者（39名）
約39歳	約42歳

## イ 法学部・非法学部の別

	令和4年度入学者		令和3年度入学者	
法学部出身者	11名	31%	19名	49%
非法学部出身者	24名	69%	20名	51%

## ウ 職種の別

	令和4年度入学者		令和3年度入学者	
会社員	32名	91%	29名	74%
公務員等	3名	9%	8名	21%
その他	0名	0%	2名	5%

## \*令和4年度入学者の内訳

サービス・流通10名／官庁・公共団体3名／建設・製造7名／金融・不動産4名  
通信・マスコミ2名／法律事務所等2名／その他7名

## (6) 現在の在籍学生の状況

在籍者129名、休学者22名、長期履修者26名（うち未修26名、既修0名）

\*主な出身大学：早稲田大学16名、慶應義塾大学13名、中央大学13名、一橋大学5名、日本大学5名、東京大学4名（北海道大学・東北大学・筑波大学・明治大学・東京外国語大学各3名、京都大学・大阪大学・神戸大学・お茶の水女子大学・上智大学・法政大学・駒澤大学・東邦大学各2名ほか）

## (7) 司法試験の状況

	出願者	受験者	短答式合格者数 (受験者の合格率)	最終合格者数	筑波の 最終合格率	全国平均 最終合格率
平成28年	80	70	35 (50.0%)	5	7.1%	23.0%
平成29年	90	72	44 (61.1%)	11	15.3%	25.9%
平成30年	89	76	46 (60.5%)	10	13.2%	29.1%
令和元年	92	77	52 (67.5%)	18	23.4%	33.6%
令和2年	73	56	39 (69.6%)	15	26.8%	39.2%
令和3年	69	60	47 (78.3%)	19	31.7%	41.5%

## 近年の未修・既修別の最終合格率

		受験者数	最終合格者数	筑波の最終合格率	全国平均合格率
令和2年	既修	12	4	33.3%	43.7%
	未修	44	11	25.0%	17.6%
令和3年	既修	19	9	47.4%	45.5%
	未修	41	10	24.4%	18.2%

\*弊学は、既修者/未修者別では、全国平均合格率を超える状況も出てきたが、未修者の数が多いため、両者併せた大学院別の全体合格率では、全国平均を越える（接近する）目処は一向に立っていない。そのため、社会人学生支援策検討の必要性は依然として高い。

## (8) 修了生の状況

(例)平成30年度修了生 21名 (R2.11時点での状況)

- ・司法試験合格 8名【未修4名】⇒現況：司法修習中 5名，現職継続 3名
- ・現職継続（上記以外）13名

## (9) 弊学の授業スケジュール：平日月曜から金曜の夜：1日1科目（夜18時20分～21時）

	弊学	他大例
2単位科目	75分×2×10週（7モジュール） （1単位科目75分×2×5週）	105分×13週（2学期制）
前期	4月1日～9月30日（4モジュール）	4月1日～7月22日
夏期休暇	8月10日～8月16日（7日間）	7月23日～9月24日（約60日間）
後期	10月1日～2月6日（3モジュール）	9月25日～1月29日
冬期休暇	12月29日～1月4日（5日間）	12月25日～1月13日（20日間）
春期休暇	2月7日～3月31日	1月30日～3月31日

- ・土曜日中は連続2～4科目：75分×最大8コマ（朝10時20分～最大夜20時40分）
- ・平日は1日あたり基本1科目しか授業時間を取れないため、昼間コースと同様の年間単位数を学生が取得できるような科目配置には、夏や冬の休暇期間を短くする必要あり。
- ・春期休暇中も、社会人学生は平日昼間は勤務をしていることに留意して頂きたい。

## 第1 社会人学生への広報活動

### 1 筑波大学法科大学院の広報活動（特に他大学より広く工夫している訳ではない。）

#### ① 法科大学院等弊学の冊子およびウェブサイト

- ・入試情報の掲載、出願手続、施設関連、教務関連のビデオアップ
- ・司法試験の結果情報、合格者の声、合格者の座談会、修了生の活躍など

\*インターネットの普及により、ウェブサイト上で社会人でも通える法科大学院での検索によって認識する人が多いと思われる。

#### ② AERA ムック 2023「キャリアを切り拓く 大学院・大学・通信教育 2023」掲載

#### ③ Web のスタディサプリ（大学・大学院）へ広告掲載

#### ④ 人的な繋がりによるもの。職場にいる弊学修了者（会社の先輩や同僚）からの口コミ、リカレント教育の一環として職場から勧められる場合など。

## 2 社会人志願者増加の背景

### (1) 司法試験制度改革による増加要因

① 択一試験が7科目から3科目へ変更（平成27年）※学習時間の短縮

② 受験資格の拡大（5年間で3回受験制限から5年間で5回受験へ拡大）（平成27年）  
※短期合格に失敗した場合に仕事をしながらリベンジする機会の増大

③ 法科大学院入試における適性試験の撤廃（平成30年）※法学以外の学習時間の削減

### (2) 近時の社会状況変化による増加要因

① コロナ禍の影響下で社会人志願者側においては、仕事のテレワーク化が広がり、勉強時間の確保が比較的容易になった。

② 法科大学院側では、オンラインやオンデマンドを利用した遠隔授業が一層可能となり、社会人も終業後に校舎外からの受講が容易になる等、時間的・場所的な学習弊害が大きく解消された。

③ 全体的に司法試験の合格率が上がった。

④ 近年はインハウスロイヤーの増加が顕著であり、職場内など身近に弁護士資格を持った社会人がいることなども志望へのハードルを下げていると思われる。

\* 企業内弁護士数の推移（日本組織内弁護士協会のWebサイト上のデータより）

2001年 66名 ⇒ 2011年 587名 ⇒ 2021年 2820名

### (3) 筑波大学法科大学院独自の増加要因

① 近年の弊学の合格者数、合格率の向上といった実績。

② 学生はすべて有職社会人である上、入学者の平均年齢が40歳前後のため、ある程度年齢のいった社会人が入学して同じ環境の学生と切磋琢磨できるという安心感。

③ オンラインモバイル方式、サテライトテレビ会議方式といったICTを用いた学修環境を、他大学に先駆けて整備してきた。

④ 従前より長期履修制度の積極的活用を提唱し、社会人が仕事と両立させながら無理のない学習を可能とする環境を整備。

⑤ チューターゼミの担当講師も弊学修了生が中心のため、ゼミ指導において、有職社会人の学習の工夫などをも伝授。

⑥社会人夜間校は、現在、全国で4校、本州では2校と少なく、社会人専用としては弊学1校のみであるため、社会人の選択肢として弊学への志願可能性が高まったと思われる。

## 第2 入学前の取組み（市民講座エクステンションプログラムや出願前プログラムの効果など）

### 1 市民講座エクステンションプログラム（通称「エクテン」）での法学入門

市民向けの教養講座「法学入門」（7法の基礎を内容とする基礎編と法律実務を内容とする実務編（各1コマ程度））として2019年から毎年1月～3月実施。

市民講座エクテンの実施が、社会人専用夜間法科大学院の存在の周知に寄与している側面もある（2019年～2022年実施の延べ受講生数170名）。

### 2 入学前科目等履修生

法学未修者コースの入学者は、入学前に1年次実定法基礎科目を科目等履修生として修得した場合、単位数に制限なく、申請により単位修得が認められる。

令和2年度から令和4年度入学者である科目等履修生5名の入学前既修得単位認定数は、一人2単位から10単位程度。他の科目の学修時間確保等にその分寄与している。

※科目等履修生出身で現在学生 7名 ※科目等履修生出身で入学し修了者 2名

## 第3 学生からの要望（学生アンケートなど）

### 1 リモート授業について

対面授業と併用しているリアルタイムオンライン授業やオンデマンド録画授業などのリモート授業についての学生のアンケートでは、7割以上が引き続きリモート授業を望んでいた。主な理由としては、①リモートでの参加によることが有職者にとって時間的・距離的な弊害が少ないこと、②在宅勤務の要請等勤務状況の変化により自宅からの登校がむしろ時間的に厳しくなってしまった者がいること、③コロナ感染の危険を回避できる（高齢家族との同居の場合などの不安もある）こと等である。

他方で、質問のし易さ、学生との交流の機会の確保、自宅からのオンライン参加では家族がいるため集中が困難等の理由から3割程度は対面授業の希望があった。

社会人学生にとっては、今後もリモート授業と対面の組み合わせの要望は高いと思われる。また、弊学は令和4年度より昼間の国立法科大学院3校と単位互換協定を締結して、展開先端科目や法学基礎・隣接科目などの専任がない科目の相互の授業の提供・協力を行っているが、弊学は夜間校であるため、昼間と夜間の大学院連携では、相互に学生の参加はオンデマンド録画方式を許さざるを得ず（定期的な課題提出で双方向性補完や進度を確認）、コロナ終息後においても、科目特性を鑑みたオンデマンド録画授業の継続の必要性があると考えている。

### 2 期末試験の実施方法について

期末試験の実施方法についてのアンケートでは、法律基本科目以外の科目は、レポート形式（コロナ禍において科目特性に応じて実施）を望む声が9割以上であった。

理由としては、筆記試験では暗記のための時間が必要となるため、勉強時間が日中確保できない社会人学生にはとりわけ負担が大きいこと、レポート形式でも、文献を調べるなどして理

解が深まり学習効果が高いこと、暗記が必要ではない科目の筆記試験に備えて表面的な暗記に専念するよりも、レポート形式の方が問題点について深く考察できること等である。

したがって、コロナ終息後も、厳格な成績評価分布のもと、科目特性に応じて、期末試験をレポート形式で実施することは、社会人学生にとっても有益と考えている。

なお、昼間の他大学との単位互換の関係で、例えば、同一科目の授業を複数大学に提供し、同日ながら試験を昼実施の大学と夜実施の大学と異なる時間で実施する場合、異なる問題を使わないといけないか等の問題も生じるため、レポート形式ではそのような問題もクリアできると思われる。

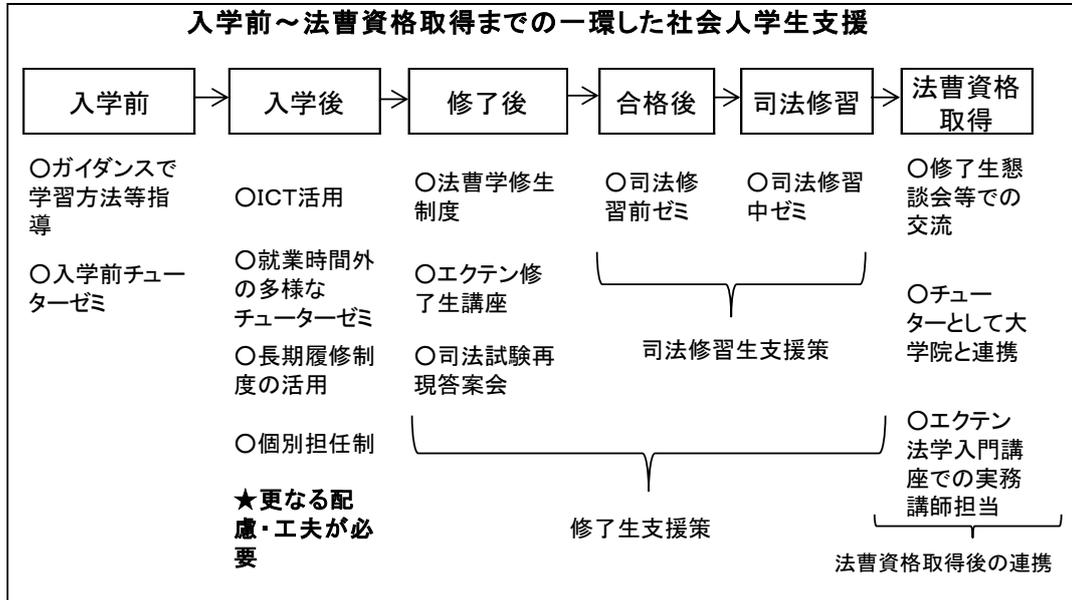
### 3 授業開始時間について

社会人のため対面授業の場合、終業後に登校することから、授業開始時間（18時20分開始）を遅らせて欲しいという要望はかねてよりあるが、この点は、弊学の全学的方針により21時までに授業を終了する必要があるため実現ができない。そのような事情からも、学生からは上記1のようなリモート授業の要望も多い。

## 第4 弊学の取組みと更なる支援策

### 1 入学前から法曹資格までの一貫した学生支援策

弊学では、入学前から法曹資格取得（さらにはその後）に至るまで様々な社会人学生の支援策を講じている。



#### ① 入学前

毎年12月に入学予定者向けの入学前ガイダンスを実施。学習方法や入学までに読んでおくとよい入門的な書籍を紹介するとともに、司法試験に合格した修了生から大学院での学習方法、勉強と仕事の両立の方法など、様々な社会人学習のための工夫を紹介する時間も設けている。

入学前のチューターゼミの実施等により、未修者がスムーズに法学の学習に取り組むことができるように支援。

#### ② 入学後

従来からのICT活用、就業に支障の無い時間帯での様々なニーズに応じたチューターゼミ、長期履修制度の活用、学生の個別担任制、24時間（コロナ禍は制限）利用可能な自習室設置等。

#### ③ 修了後

##### ・「法学学修生」制度

法科大学院修了者に学習環境を提供する制度。法学学修生は、校舎内の自習室、講義室およびゼミ室、図書館、ロッカー等を引き続き利用が可能。

・法科大学院修了生向けのエクステンションプログラムとして新しい判例の動向などを紹介する講座を基本7法各科目で1コマ程度開発・実施。

・令和4年度は、新しい試みとして、司法試験実施後の学習体制の再構築のきっかけとすべく、司法試験受験後の修了生に、「司法試験再現答案会」を実施し、好評を得た。

#### ④ 司法試験合格後

現在は、司法試験に合格した修了生からの希望に応じる形で、司法研修所教官歴のある実務家専任教員により、司法修習導入修習前と司法修習中の2回程度、ゼミ形式で充実した司法修習を送るための指導・支援を行っている。今後は、正式なプログラムとすることもありうる。

## ⑤ 法曹資格取得後

修了生懇談会を実施し、修了生同士、修了生と法科大学院との間で情報や意見の交換の場を設けている。また、法曹資格を取得した修了生に弊学のチューターとなっていただき、在学学生に対して学習方法や社会人大学院生としての勉強方法などを指導してもらっている。

市民講座エクテン「法学入門・実務編」において、修了生にその後の法曹実務等の経験を講義してもらい、弊学にも還元していただいている。

## 2 更なる社会人学生に対する支援（配慮や工夫）

上記のように社会人学生への支援に尽力しているが、それでも、いまだ、時間的ハンディがある中では、合格率は全国平均を超えることができない状況である。

そのため、学修時間が絶対的に少ない社会人学生について、引き続き、教育面における配慮や工夫が必要である。

### (1) 教育面

#### ア 科目特性に応じたレポート形式による期末試験の実施

- ・時間的な融通の利きにくい社会人学生にとっては、科目特性に応じて、レポート形式による成績評価を実施することも一般的に許容されるべきである。
- ・暗記ではなく、考える力や当該科目の深い理解を評価すべき科目（法律基本科目や司法試験の選択科目以外の基礎・隣接科目や展開先端科目等）については、むしろレポート形式による方が適正な評価に繋がる（前記「学生の声」を参照）。

#### イ オンデマンド録画授業を活用した履修（+①のレポートによる成績評価の方法）

- ・小規模校であるのと、時間割が平日夜間と土曜日日中しか時間枠がないため基本法律科目（実務基礎系含む）以外では1分野につき多くの単位科目数を用意できない中、社会人として多様な専門知識や実務経験を有する社会人学生が、その専門性に対応した選択科目を履修するためには、他校と協定を結んで単位互換を実施するほかない。
- ・他方で、夜間校が他大学との単位互換を実施する場合、他校で昼に実施した授業をオンデマンド視聴して履修することを許容せざるを得ず、また、互換科目の期末試験についてもレポート形式によらざるを得ない。
- ・平日は夜間しか学ぶ時間の取れない社会人学生のためには、平時においても、双方向性を担保する方法を講じるなど一定の条件の下でオンデマンドを主体とした授業（レポート期末試験の実施をも含む）を積極的に活用する工夫が必要である。

### (2) 社会人学生の勤務先における配慮

社会人が法曹資格獲得を目指すためには司法試験に合格するとともに、その後、1年間の司法修習を修了していわゆる2回試験に合格する必要がある。

他方で、有職者の勤務先において休職制度等（特に公務員）が整備されておらず、勤務先を退職しなければ司法修習に行けないという現実的な問題も、社会人が法曹を目指す際の支障となっていると思われる。

今後は、社会人の勤務する企業や官公庁側においても、さらに広く、法曹資格獲得を目指す機会（休職制度や研修制度）を積極的に提供する意識を持ち、そのための制度を構築していく必要がある。以上